

大阪、昭54不61、昭57.3.6

命 令 書

申立人 総評全国一般全明治屋労働組合食品工場支部

被申立人 株式会社明治屋食品工場

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合員A₁に対して、昭和54年9月1日付け配置転換命令がなかったものとして取り扱わなければならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

総評全国一般全明治屋労働組合食品工場支部

執行委員長 A₂ 殿

株式会社明治屋食品工場

代表取締役 B₁

当社が、昭和54年9月1日付けで行った貴組合員A₁氏に対する配置転換命令は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人株式会社明治屋食品工場（以下「会社」という）は、肩書地（編注、茨木市）においてジュース、シロップなどの各種飲料、各種ジャム、ピーナツバター及びベビーフードの製造を営み、その従業員は、本件審問終結時約260名（嘱託、臨時従業員を含む）である。
- (2) 申立人総評全国一般全明治屋労働組合食品工場支部（以下「組合」という）は、会社の従業員約50名で組織する労働組合である。

2 ジャム原料への昆虫混入事件について

- (1) 53年8月31日、会社の製品製造工程においてミックスジャムの原料に昆虫が混入しているのが発見された。
その後、製品は検査の結果、異常は認められないとして出荷されたが、9月4日、組合はその機関紙「ながぐつ」（以下「ながぐつ」という）で、問題のある製品は廃棄処分すべきである旨主張するとともに、同月12日会社に対して、製品の回収、廃棄を行うよう文書で申し入れた。
- (2) 結局、上記製品は逐次回収されたが、組合は、この問題（以下「昆虫混入問題」という）についてその後も「ながぐつ」で会社の姿勢を非難し続けた。

なお、この「ながぐつ」は、組合の青婦部が中心になって作成していた。

3 C S T瓶の導入について

- (1) 50年頃、会社の製品に使われていた瓶が小売店の店頭等で破裂するという事故が発生した。

この製品に使われていた瓶は、プラスチックシールドボトルと呼ばれる一種の軽量瓶であるが、事故の原因は、酵母菌の発酵という製造工程上の細菌汚染によるものであった。

- (2) 会社は、53年8月から、製品に使用する新しい瓶として化学強化軽量瓶（以下「C S T瓶」という）の使用について検討を始め、54年8月20日、C S T瓶の導入を決定した。

なお、この決定がなされるまでは、C S T瓶の使用についての検討は、品質管理課長B₂（以下「B₂課長」という）と同課のC₁（非組合員。以下「C₁」という）がこれに当たっていた。

また会社は、53年から紙容器の使用についても検討を続けていた。

- (3) ところで、会社の新製品の研究開発等は技術部が担当するが、同部は研究開発課と品質管理課の2課からなっており、新製品及び製品の容器、包装等の研究開発に係る業務は前者が担当し、製品検査、外注品の工程管理、原材料の使用前の点検、細菌検査、特定テーマの研究及び理化学的な分析等の業務は後者の担当となっている。

4 本件配転の経緯等について

(1) 配転の経緯

- ① 会社では、54年9月1日付けで人事異動が行われ、10名の従業員が同日付けで配置転換されたが、そのうち技術部では、品質管理課の組合員A₁（以下「A₁」という）と同課の非組合員C₂（以下「C₂」という）の両名が、いずれも製造部製造一課へ配置転換されることになった（以下、A₁に係るこの配置転換を「本件配転」という）。

- ② ところでA₁は、47年3月、長崎大学水産学部製造学科を卒業し、同年4月、会社へ入社したが、これに先立ち46年6月17日付けで会社から「技術部員として採用内定した」旨の通知を受けた。

同人は、入社後技術部品質管理課へ配属され、当初製品検査を担当したが、52年10月から本件配転を命じられるまで、同課で細菌検査を担当した。

なお、46年以降技術部から他の部へ配置転換となった事例は、本件配転が初めてである。

- ③ 54年9月1日、技術部次長B₃（以下「B₃次長」という）とB₂課長は、第一応接室にA₁を呼び、同人に対して「9月6日から製造一課製造一係の瓶詰へ行ってくれ。充てん機を担当してもらおう」との旨伝えた。

その際、B₃次長らは同人に対し、本件配転の理由として、技術部と製造部の人事交流である旨説明したが、近々新しい軽量瓶が採用されること及びその担当となる旨の説明はされなかった。

なお、同日付けで配置転換となったC₂は、洗瓶機を担当することになったが、同人に対しても、新しい軽量瓶を担当するかどうかの説明はなされなかった。

- ④ 同月3日、朝礼においてB₃次長は技術部の従業員に対し「C₂君は今日から、A₁君は9月6日から製造部製造一課製造一係（以下「瓶詰係」という）にそれぞれ行っ

てもらう。A₁君の配置換えに伴い、細菌検査は（品質管理課の）C₃君に担当してもらう」との旨伝えた。

⑤ 組合は、同日から同月5日にかけて、会社に対し本件配転について団体交渉を申し入れた。

⑥ 同月5日、B₃次長は、A₁に対し「明日から製造部へ配転するから、明日の朝、B₄部長（製造部長、以下「B₄部長」という）の方へ行ってほしい。行かなければ君のためにならないよ」との旨述べた。

これに対しA₁は、「配転の件は、組合に一任している」との旨述べた。

⑦ 同月6日、本件配転について団体交渉が行われたが、この席上組合は「配転は組合と協議決定すべきである。団交で解決するまでA₁の配転を待ってほしい」との旨主張したが、会社は「配転は業務の都合上行うものであって、協議決定すべきものとは考えていない」との旨主張し、本件配転後のA₁の業務内容等については説明が行われないまま、結局、この団体交渉は、約30分で物別れに終わった。

ちなみに、46年3月の人事異動では、労使の話し合いで一部の配置転換が中止されたことがあった。

⑧ 同日、A₁が会議室へ行くと、B₄部長は同人に対し「君は組合で飯を食わしてもらっているのか」との旨述べ、また製造一課長B₅（以下「B₅課長」という）は「君は瓶詰で一番重要な充てん機を担当してもらう」との旨述べた。

⑨ A₁は、同日から瓶詰係で就労したが、同時に大阪地方裁判所に対して、本件配転の禁止を求める仮処分の申請を行い、同仮処分申請は本件審問結審時、同地方裁判所に係属中である。

(2) 本件配転後のA₁の業務

① A₁は、本件配転によりオートメーションでジュース、シロップなどの清涼飲料を瓶詰処理する瓶詰係の機械的な作業に従事することになったが、この作業は専門的な知識を特に必要とするものではなかった。

もっとも、本件配転後の54年9月18日から10月25日頃まで機械のオーバーホールが行われたため、同人は、その間機械のさび落としやペンキ塗り等の作業に従事した。

② ところで、9月19日、製造部の機械を担当する従業員に対してCST瓶の説明会が行われ、その翌日、B₄部長は、A₁に対してCST瓶に関する業務を担当するよう指示した。

③ 11月8日、CST瓶のラインテストに関する説明会が行われ、その席上、B₅課長はA₁に対して、同月9日からCST瓶に関する業務に専念するよう指示した。

しかし、A₁は、その後も会社職制からこれまでに会社が行ったCST瓶に関する検討結果についての資料を手渡されたことはなく、その問題点等についても説明を受けなかった。

④ A₁は、同月9日以降CST瓶及び紙容器に関する問題点等について検討することになり、その業務に従事したが、その結果、55年9月までに⑦CST瓶の導入による現行各工程の問題点とその改良点 ④CST瓶及び王冠の細菌検査方法等に関して10数編の報告書を取りまとめ、会社へ提出した。

もっとも、CST瓶を使用する製品の本製造は、当初同年1月から開始される予定

であったが、硝子瓶メーカーからの瓶の納入が遅れたこともあって、6月2日から開始された。

- ⑤ 55年10月以降、A₁は、会社職制から単発的に、従来使用している瓶の劣化テストや紙容器の問題についての検討を指示されることがあったものの、日常的な業務については具体的な指示をされなかった。

このため同人は、定まった日常業務がなく、製造現場におかれた机に座っているだけの日が多くなり、特に56年3月以降の6カ月間は1日だけ仕事をしたに過ぎなかった。

なお、同人は、前記報告書の提出後も、会社職制からそれについて説明を求められたり、その問題点を指摘されることはなかった。

(3) A₁の組合活動

- ① A₁は、入社直後組合へ加入し、49年3月から50年末まで組合の青婦部副部長を務め、その後青婦部の常任幹事（組織担当）として、若い組合員の要求事項の取りまとめや機関紙活動等を行っており、品質管理課の属する技術部では青婦部の中心となっていた。

なお、技術部は、47年頃まで組合活動が活発であったものの、その後一時停滞し、本件配転当時再びそれが活発になりつつあった。

- ② 54年7月24日、当委員会において、青婦部長A₃の減給処分及び配置転換に係る不当労働行為救済申立事件（53年（不）第63号）の審問が行われたが、A₁はこれを傍聴するためB₂課長に離席を申請したところ、同課長は「賃金カットその他いろいろ覚悟をしているだろうな」との旨述べた。

なお、前記傍聴にはA₁を含めて数名の組合員が参加したが、その際同人を除いては上司から何ら言われたことはなかった。

第2 判断

1 当事者の主張要旨

- (1) 組合は、本件配転は、技術職として採用された者が、合理的な理由がないのに専門的な知識を要しない現業職に配置転換させられたものであって、異例の配置転換であり、これはC S T瓶の導入を口実にした組合活動家に対する報復的な不利益取扱いであり、ひいては組合の弱体化を企図したものである、と主張する。

- (2) これに対して、会社は、次のとおり主張する。

すなわち、本件配転は、人事交流及びC S T瓶の導入により製造部に品質管理の経験者が必要であるという業務上の必要性に基づくものであって、非組合員のC₂も同様の理由で同じ職場に配置転換している。

また、技術部からA₁及びC₂を選んだのは、前者は、品質管理課で細菌検査を担当しており、製品検査や工程管理の経験があるからであり、後者は、同課で主として材料検査を担当して瓶の長所短所をよく知っているからであって、それぞれ人選にも合理性がある。

従って、本件配転は、何ら不当労働行為に当たらない。

よって、以下判断する。

2 不当労働行為の成否

- (1) 一般に、従業員の配置転換は、それが合理性をもつものである限り、従業員は、正当な理由なくこれを拒むことはできないものと解される。

しかしながら、本件配転の場合、主たる理由は、C S T瓶の導入に当り、品質管理の経験者が必要であったからとされているが、次のとおり本件配転の経緯は不自然であると言わざるを得ず、あえてA₁を製造部へ配置転換した合理性は認め難い。すなわち、

① A₁がB₄部長からC S T瓶に関する業務を担当するよう指示されたのは、同人大阪地方裁判所に対して本件配転の禁止を求める仮処分の申請を行ったり、また組合が当委員会に対して本件申立てを行なった後の54年9月20日のことであり、さらに、A₁がB₅課長からC S T瓶に関する業務に専念するよう指示されたのは、それから1カ月半後の11月8日であること。

② 本件配転の際に、B₃次長らはA₁に対し、「本件配転は、技術部と製造部の人事交流である」旨説明したが、C S T瓶ないしは軽量瓶に関する業務について説明や指示は何らなされていないこと。

また、A₁と同様の理由で、同時に製造部へ配置転換となったC₂に対しても、C S T瓶ないしは軽量瓶に関する業務について説明や指示は何らなされていないこと。

③ A₁は、11月9日から翌年9月までC S T瓶の研究等の業務に従事した事実は認められるが、その後は、会社職制から、単発的に業務上の指示があるものの、日常的な業務については具体的な指示がないために定まった業務がなく、特に56年3月以降半年間にわずか1日だけ仕事をしたに過ぎない状態におかれていること。

④ 会社では、既に53年8月からC S T瓶の使用について検討が始められ、1年後にその導入が決定されているのであるから、当該瓶の問題点等は相当程度検討がなされた上でその決定が行われているものと判断されること。

これに加えて、A₁が会社職制からC S T瓶に関する業務を指示されながら、同人は、会社がそれまで行ったC S T瓶の検討結果について、その資料を何ら手渡されておらず、また、その問題点等についても説明を受けていないこと。

⑤ 本件配転直後の団体交渉においても、会社は、本件配転について「業務の都合上行うものである」として、具体的にその理由や新しい職場でのA₁の業務について説明をしていないこと。

⑥ 46年以降技術部から他の部への配置転換が行われた事例がなく、かつ、長らく細菌検査等の専門的な業務を担当してきた技術者を現業的な機械の担当に配置転換しており、異例の配置転換であること。

⑦ 仮に、A₁が一定期間従事したC S T瓶及び紙容器に関する業務が会社として必要であったとしても、製品の容器、包装等の研究開発に係る業務は、本来技術部の担当業務とされており、A₁が製造部において従事したC S T瓶及び紙容器に関する業務の内容は、まさにこれに該当すると判断されること。

また、技術部では従来からB₂課長とともに同課のC₁がC S T瓶の検討に従事しており、A₁をあえて製造部へ配置転換してまでその業務を行わせる必要があったとは認められないこと。

- (2) もっとも会社は、A₁と同時に配置転換されたC₂が、これまでC S T瓶に関する業務に従事していないのは、瓶メーカーからの瓶の納入が遅れ、当初の予定よりも時間的な

余裕が生じたため、結果的にA₁ 1人で当該業務が処理できたためである、と主張する。

しかしながら、本件配転の4カ月後（55年1月）にはC S T瓶の導入が予定されていたにもかかわらず、C₂は配置転換の当初からC S T瓶ないしは軽量瓶について何ら指示を受けていない。

しかも、同人は、材料検査を担当していて瓶の長所短所をよく知っているとの理由でA₁と同時に配置転換されいながらC S T瓶に関する業務には全く関与していないこと、及びA₁が本件配転後従事した業務の内容を合わせ考えれば、会社のこの主張は措信し難い。

- (3) 他方、A₁は、前記認定のとおり組合の青婦部副部長を務めた後、組織担当の常任幹事として機関紙活動等を行っており、技術部では青婦部の中心となっていた。

特に、①前記の昆虫混入問題について、組合は、本件配転の1年前から「ながぐつ」で会社の姿勢を非難し続けており、その「ながぐつ」は、青婦部が中心になって作成していたこと ②A₁は、製品検査、細菌検査等を行う部門に所属していたこと ③本件配転当時、技術部の組合活動が活発化しつつあったこと、の事実に加えて、A₁に対する会社職制の前記言動を合わせ考えれば、会社は、同人の組合活動を嫌悪していたものと判断される。

- (4) 以上要するに、本件配転は、その合理性が認められず、かつ、前記判断からして、A₁の組合活動を嫌悪する会社が、C S T瓶の導入に藉口して、同人を技術部から他の部局へ配置転換することによって、同人に対し通常の業務を与えず、或いは専門的な業務に従事させないという精神的な不利益を与えるものであり、ひいては組合の弱体化を企図したものと判断するのが相当であって、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和57年3月6日

大阪府地方労働委員会

会長 後 岡 弘